

利用者負担額(保育料)のお知らせ

◆教育・保育の必要性によって施設利用の認定が必要です

- 1号認定 3歳～5歳で教育を希望
- 2号認定 3歳～5歳で保育の必要有
- 3号認定 0歳～2歳で保育の必要有

標準時間	7:00～18:00	1ヶ月あたりの就労時間120時間以上
保育短時間	8:00～16:00	1ヶ月あたりの就労時間48時間以上120時間未満

◆利用者負担額(保育料)の切替時期について

利用者負担額が市民税所得割課税額の決定時期により、切替時期が9月となります。

- ・4月～8月の保育料 前年度の市民税の所得割額により算定
- ・9月～3月の保育料 今年度の市民税の所得割額により算定

○多子軽減について

- ・第1子 → 市民税の所得割額の合計が、**48,600円未満**の世帯は無償となります。
- ・第2子 → 同一世帯において複数の子どもがいる場合、最年長の子どもから順に第2子の利用者負担額は基準額表の半額です。
市民税の所得割額の合計が、**97,000円未満**の世帯は無償となります。
- ・第3子以降 → 同一世帯において複数の子どもがいる場合、最年長の子どもから順に第3子以降は無償です。

○月の途中における入退所の利用者負担額の軽減

入所がその月の16日以後の場合は、該当利用者負担額が半額となります。
退所がその月の15日以前の場合は、該当利用者負担額が半額となります。

◆延長保育料・一時保育料・預かり保育料について

各施設にお問い合わせください。

問い合わせ先

羽咋市こども課子育て支援係
電話0767-22-1114

利用者負担額(保育料)のお知らせ

◆利用者負担額(保育料)について

★1号認定(教育認定)、2号認定(保育認定)の保育料・副食費は無償です。

◎無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注1)満3歳になった後の3月31日までは、上記の利用者負担額基準表の利用者負担額となります。

(注2)1号認定子どもについては、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償になります。

◎副食費は、おかずとおやつ等です。(ごはんなどの主食は保護者負担となります。)

◎通園送迎費、行事費等は、保護者の負担となります。

★3号認定

(単位:円)

児童の属する世帯の区分		階層区分	標準時間	短時間
生活保護世帯		A	0	0
市民 税 所 得 割 課 税 額	市民税非課税世帯	ひとり親家庭等	B1	0
		ひとり親家庭を除く	B2	0
	48,600円未満	ひとり親家庭等	C1	0
		ひとり親家庭を除く	C2	0
	48,600円以上77,101円未満	ひとり親家庭等	D1-①	9,000
	48,600円以上97,000円未満	ひとり親家庭を除く	D1	29,000
	97,000円以上169,000円未満		D2	31,000
	169,000円以上301,000円未満		D3	33,000
301,000円以上		D4	35,000	

※市民税所得割非課税で均等割課税の場合は、C階層となります。

☆利用者負担額は月額です。

☆ひとり親家庭等とは母子・父子家庭世帯、在宅障がい児がいる世帯です。

★令和5年度 利用者負担額(保育料)納期限一覧表

【公立保育所・保育園、私立保育園対象】

対象月	納期限(口座振替日)	対象月	納期限(口座振替日)
令和5年 4月分	4月28日(金)	10月分	10月31日(火)
5月分	5月31日(水)	11月分	11月30日(木)
6月分	6月30日(金)	12月分	12月28日(木)
7月分	7月31日(月)	令和6年 1月分	1月31日(水)
8月分	8月31日(木)	2月分	2月29日(木)
9月分	9月29日(金)	3月分	3月29日(金)

☆認定こども園の口座振替日については、各施設にお問い合わせください。

(注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の課税証明書等)の不備や提出が遅れた場合は、利用者負担額を最高額に決定する場合があります。